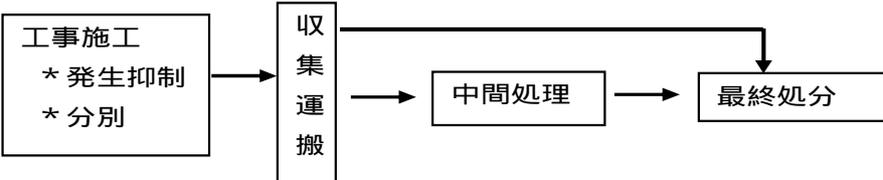
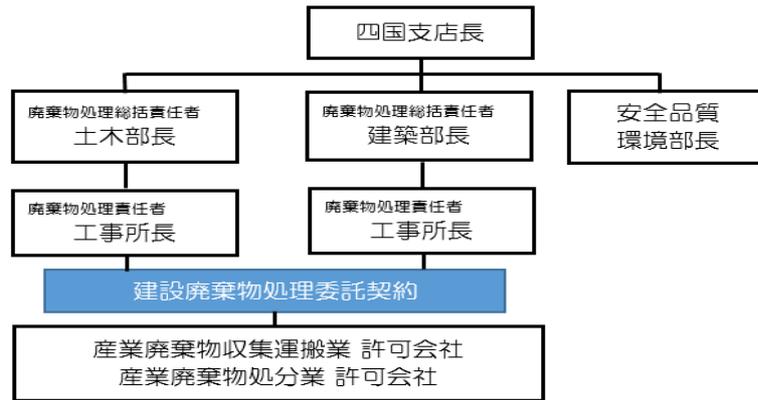


産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月25日	
徳島県知事 殿	
提出者	
住所 愛媛県松山市千舟町4-4-3M Cビル	
氏名 五洋建設株式会社 四国支店	
執行役員支店長 豊田 泰晴	
電話番号 089-935-5687	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	令和6年6月現在のところ、該当事業場なし
事業場の所在地	同上
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日(2024年度)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	総合工事業
事業の規模	令和5年度 完工高 83億円
従業員数	115名(四国支店 6月1日現在)
産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>* 委託契約締結内容に基づき処理を行う。</p>  <pre>graph LR; A["工事施工 * 発生抑制 * 分別"] --> B["収集運搬"]; B --> C["中間処理"]; C --> D["最終処分"]</pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*会社規則「建設廃棄物処理管理要領」に準ずる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	【別紙】参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ゼロエミッション推進活動 ・定期的な職員向け『環境専門教育』の実施		
計画	【目標】 産業廃棄物発生量の削減		
	産業廃棄物の種類	【別紙】参照	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工事着工前の『工事事前検討会』での排出抑制に向けた取り組み ・ゼロエミッション推進活動の継続 ・職員向け『環境専門教育』の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・3R運動への取り組み ・定期的な職員向け『環境専門教育』の実施
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・店社環境パトロール等を通じた指導 ・職員向け『環境専門教育』の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	【別紙】参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・適切な許可業者を「産業廃棄物委託業者一覧」として作成し、支店内での周知を図っている。 ・電子マニフェストの継続的な導入推進。 ・締結前の「委託契約書」記載内容の事前チェック。 		

計画	【目標】適切な委託業者の選定		
	産業廃棄物の種類	【別紙】参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続した電子マニフェストの導入推進 ・締結前の「委託契約書」記載内容の事前チェック		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

